

# 伝統的知識の保護に関する規定案： 政策目的及び基本原則

## *Provisions for the Protection of Traditional Knowledge: Policy Objectives and Core Principles\**

世界知的所有権機関事務局\*\*

国際交渉の場では、近年、遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアの保護の在り方をめぐる議論が続けられている。知的財産に係る問題については、世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization：WIPO）及び世界貿易機関（World Trade Organization：WTO）のTRIPS理事会において検討されているが、とりわけ中心的な活動を行っているのはWIPOである。遺伝資源等の問題に関する開発途上国等の関心の高さ及び問題の複雑性を考慮し、2000年のWIPO一般総会では、「知的財産並びに遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会（WIPO Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore：IGC）」が設置され、以後、本問題に係る検討を進めてきた。2001年5月に第一回目の会合を開催して以来、これまでに計10回のIGCが開催されている。

現在、IGCは多様な活動を行っているが、特に注目すべき動きとして、「伝統的知識の保護に関する規定：政策目的及び基本原則」案の策定がある。

IGC設置後の早い段階から、アフリカやノルウェー等の諸国が伝統的知識の保護に関する国際的な保護の可能性及びそのための特別の制度の創設に関する検討を行うよう要請したことを受けて、IGC第6回会合では伝統的知識保護の主要原則及び目的が検討され、これら原則等に関する概要を取りまとめることが決議された。本決議の下、ケース・スタディ等の伝統的知識保護に関する7年間のWIPOの活動及びIGCにおける審議を基に事務局が第一次草案を作成し、これをたたき台として第7回IGC以降、当該規定案に係る検討・改定が行われている。

当該規定案は、以下の三つの部分から構成されている。

- ①政策目的：保護のための共通の一般的指示を規定し、整合性のある政策枠組みを提供する。
- ②一般的指針：実体的規定の整合性、バランス及び効果を確保する。
- ③実体的規定：伝統的知識の不正使用の禁止を中心とする保護の法的要素を定義する。

規定案にはそれぞれの規定ごとに解説が付されているが、本欄では紙幅の関係上、規定案本文のみ紹介する。なお、当該規定案の内容及び法的性質については、現時点では何ら合意されておらず、2007年7月に開催予定の第11回IGCにおいて議論が継続されることになっている。

当該規定案の英語全文は、WIPOのHP（WIPO/GRTKF/IC/10/5：[http://www.wipo.int/edocs/mdocs/tk/en/wipo\\_grtkf\\_ic\\_10/wipo\\_grtkf\\_ic\\_10\\_5.pdf](http://www.wipo.int/edocs/mdocs/tk/en/wipo_grtkf_ic_10/wipo_grtkf_ic_10_5.pdf)）より参照可能である。また、IGCでは、伝統的知識に係る規定案の他に、伝統的文化表現/フォークロアの表現の保護に係る規定案（Provisions for the Protection of Traditional Cultural Expressions/Expressions of Folklore: Policy Objectives and Core Principles）も別途検討されている（WIPO/GRTKF/IC/4）。

\* This excerpt is a translation of the document, “Provisions for the Protection of Traditional Knowledge: Policy Objectives and Core Principles(WIPO/GRTKF/IC/10/5)” prepared by the WIPO Secretariat. The full English language version of this report can be found at [http://www.wipo.int/edocs/mdocs/tk/en/wipo\\_grtkf\\_ic\\_10/wipo\\_grtkf\\_ic\\_10\\_5.pdf](http://www.wipo.int/edocs/mdocs/tk/en/wipo_grtkf_ic_10/wipo_grtkf_ic_10_5.pdf).

\*\* (独) 工業所有権情報・研修館 特許研究室 特許研究調査員 田上 麻衣子 (訳)

## I. 政策目的

伝統的知識の保護は以下を目的とすべきである。

### 価値を認識する

- (i) 伝統的知識並びにその社会的、精神的、経済的、知的、科学的、生態学的、技術的、商業的、教育的及び文化的価値等の伝統的知識の本質的価値の全体的な性質を認識し、伝統的知識制度が原住民及び地域社会にとって根本的に重要な現在進行中の革新及び特有の知的かつ独創的な生活の枠組みであり、他の知識体系と同等の科学的価値を有していることを認める。

### 尊重を促す

- (ii) 伝統的知識制度に対する尊重を促す。伝統的知識制度を保護し、それを維持する伝統的知識の保有者の尊厳、文化的完全性並びに知的及び精神的価値に対する尊重；伝統的知識の保有者の生活及び同一性の維持における伝統的知識の貢献に対する尊重；そして伝統的知識の保有者の環境保護、食糧安全及び持続可能な農業の保全、並びに科学技術の進歩に対する貢献に対する尊重を促す。

### 伝統的知識の保有者の実際のニーズを満たす

- (iii) 伝統的知識の保有者が直接表明する抱負及び期待に従い、伝統的知識の保有者及び管理者としての彼らの権利を尊重し、彼らの福祉並びに経済的、文化的及び社会的利益に貢献し、彼らの社会並びに科学及び社会的に有益な技術の進歩に対する彼らの貢献に報いる。

### 伝統的知識の保全及び保存を促す

- (iv) 伝統的知識制度の尊重、保存、保護及び維

持、並びに当該知識体系の管理者に対する知識体系の維持及び保護のためのインセンティブの付与により、伝統的知識の保全及び保存を促し、これを支援する。

### 伝統的知識の保有者に権限を与え、伝統的知識制度の特有の性質を認識する

- (v) 伝統的知識制度の特有の性質及び当該特有の性質を満たす解決策を調整する必要性を十分に認めるとともに、かかる解決策は均衡がとれかつ衡平なものであるべきこと、従来の知的財産権制度が不正使用から伝統的知識を保護する際に支えとなる形で機能すべきこと、伝統的知識の保有者に対し彼らの知識に係る正当な権利及び権限を行使する権限を効果的に与えるべきことに留意し、伝統的知識の保有者に彼らの知識を保護する権限を与える方法により行う。

### 伝統的知識制度を支援する

- (vi) 伝統的知識の保有者による又は保有者間における伝統的知識の継続的な慣習上の利用、発展、交換及び伝承を尊重し、これを促すとともに、知識及び関連する遺伝資源の慣習上の管理者の義務を支援及び補強し、伝統的知識制度の継続的な展開を促す。

### 伝統的知識の保護に貢献する

- (vii) 伝統的知識の保存及び保護並びにその展開、保存及び伝承のための慣習上及びその他の手段の適切な均衡に貢献し、関連する伝統的知識の保有者の慣習上の慣行、規範、法令及び了解に従い、特に伝統的知識の保有者の主要かつ直接的な利益のため、及び人類一般の利益のために、伝統的知識の保全、維持、適用及び広い利用を促す。

**不公正及び不衡平な利用を抑止する**

(viii) 伝統的知識の不正使用を抑止する手段を国内及び地域の要望に適合させる必要性を認識し、伝統的知識の不正使用並びにその他の不公正な商業的及び非商業的活動を抑止する。

**関連する国際条約及び手続を尊重し、協調する**

(ix) 他の国際的及び地域的な文書及び手段、特に伝統知識に関連する遺伝資源へのアクセス及びそれから生ずる利益配分を規制する枠組みを考慮し、これに沿って行う。

**革新及び創造性を促す**

(x) 伝統に基づく創造性及び革新を奨励し、報い、保護し、伝統的知識の所有者の同意を前提として、伝統的知識の所有者及び管理者の利益のために、かかる知識を原住民及び地域社会の教育上のイニシアティブに統合することにより、当該社会における伝統的知識の内部伝承を強化する。

**事前の情報に基づく同意及び相互に合意された条件に基づく交換を確保する**

(xi) 遺伝資源へのアクセスを規律する既存の国際及び国内制度と協調する形で、事前の情報に基づく同意及び相互に合意された条件に基づく交換を確保する。

**利益の衡平な配分を促す**

(xii) 適用できる他の国際的枠組み及び事前の情報に基づく同意の原則に則り、さらに個々の所有者の確定ができない場合又は知識が開示されていない場合等の特殊な場合には公正かつ衡平な補償を通じて、伝統的知識の利用から生ずる金銭的及び非金銭的

利益の公正かつ衡平な配分及び分配を促す。

**地域開発及び正当な取引活動を促す**

(xiii) 伝統的知識の所有者が望む場合、彼らの知識に関する伝統的社会及び地域社会の権利を認識し、社会に基づく発展のために伝統的知識の利用を促し、伝統的知識の所有者が自由に経済開発を実行する権利に従ってかかる開発及び機会を求める場合には、伝統的知識及び関連する地域社会産業の真正商品の開発及び市場売買の機会拡大を促す。

**権限のない当事者への不適切な知的財産権の付与を防止する**

(xiv) 特に特許権付与の条件として、伝統的知識及び関連する遺伝資源に係る発明の特許出願人に対し、事前の情報に基づく同意及び利益配分状況が原産国の規律に従っていることを示す証拠とともに、これら資源の出所及び原産国の開示を要求することにより、伝統的知識及び関連する遺伝資源に関する不適切な知的財産権の付与又は行使を抑止する。

**透明性及び相互信用を高める**

(xv) 倫理的行動規範及び自由かつ事前の情報に基づく同意の遵守の促進等により、一方で伝統的知識の所有者間の、他方で伝統的知識の学術的、商業的、教育的、政治的及びその他利用者間の確実性、透明性、相互尊重及び了解を高める。

**伝統的文化表現の保護を補完する**

(xvi) 多くの伝統的社会にとって彼らの知識及び文化的表現は彼らの全体的同一性の不可

分の一部を成していることを尊重し、伝統的文化表現及びフォークロアの表現の保護に沿って実施する。

## II. 一般的指針

保護に関する特定の実体的規定が、衡平で、均衡を保ち、効果的かつ一貫性があり、保護の目的を適切に促すことを確保するために、以下の原則が遵守されるべきである。

- (a) 伝統的知識の保有者の要望及び期待に対する対応性の原則
- (b) 権利認識の原則
- (c) 保護の有効性及び利用性の原則
- (d) 柔軟性及び包括性の原則
- (e) 衡平性及び利益配分の原則
- (f) 関連する遺伝資源へのアクセスを規律する既存の法律制度との整合性の原則
- (g) 他の国際的及び地域的な文書及び手続の尊重及び協調の原則
- (h) 伝統的知識の慣習上の利用及び伝承に対する尊重の原則
- (i) 伝統的知識特有の特徴認識の原則
- (j) 伝統的知識の保有者の要望に対応した支援提供の原則

## III. 実体的規定

### 第1条 不正使用からの保護

1. 伝統的知識は不正使用から保護されなければならない。
2. 不公正又は違法な手段による伝統的知識の取得、専有又は利用は、不正使用行為を構成する。不正使用には、当該知識を用いる人物が、当該知識が不公正な手段により取得又は専有されたことを知っている場合、又は過失

により知るに至らない場合に、伝統的知識の取得、専有又は利用から商業的利益を得ること、及び正当な方法に反して伝統的知識から生ずる利益を不衡平に得るその他の商業的行為を含む。

3. 特に、以下を防止するための法的手段が提供されるべきである。

- (i) 窃盗、収賄、脅迫、詐欺、侵害、契約違反若しくはその誘因、秘密若しくは機密の漏洩若しくはその誘因、受託義務若しくはその他の信託関係の違反、詐術、不正表示、伝統的知識へのアクセスに関する事前の情報に基づく同意を得る際の誤解のおそれのある情報提供、又はその他の不公正若しくは不正な手段による伝統的知識の取得。
- (ii) 伝統的知識へのアクセス条件として事前の情報に基づく同意の取得を求める法的措置に違反する形での伝統的知識の取得又は支配の行使、及び当該知識へのアクセスに関する事前の情報に基づく同意の条件として相互に合意された条件に違反する形での伝統的知識の利用。
- (iii) 伝統的知識に対する所有又は支配を求める不当な請求又は主張。伝統的知識及びそのアクセスに関するあらゆる条件に照らして知的財産権が有効に維持されていない場合に、伝統的知識に関連する保護対象に対して知的財産権の取得、請求又は主張を行うことを含む。
- (iv) 伝統的知識がアクセスされ、有益な意図を

有しかつその利用者に技術的又は商業的利益を与える場合、及び当該利用者による当該知識の取得状況に照らして補償を与えることが当該知識の保有者に対する公正かつ衡平性に適うものである場合における、認められた当該知識の保有者に対する正当かつ適切な補償を伴わない伝統的知識の商業的又は産業的利用。

- (v) 保有者にとって特定の倫理的又は精神的価値を有する伝統的知識について、その利用が明らかに当該知識を毀損し、歪曲し又は価値を損なう変更であり、公序又は道徳に反する場合における、当該知識の慣習上の関係外の第三者による故意の侵害的利用。
4. この他、伝統的知識の保有者は、パリ条約第10条の2所定の行為等、その他の不正競争行為から効果的に保護されるべきである。この行為には、商品若しくは役務が伝統的知識の保有者の関与若しくは承認により生産若しくは提供されていること、又は商品若しくは役務の商業的活用が伝統的知識の保有者の利益になることを表示する虚偽表示又は不正表示等を含む。また、伝統的知識の保有者の商品又は役務に関して混同を生じさせる性質の行為及び取引過程において伝統的知識の保有者の商品又は役務の信用を傷つける虚偽の主張も含む。
5. 利益の衡平な配分及び配分に係る決定等、不正使用からの伝統的知識の保護の適用、解釈及び執行は、できる限りかつ適当な場合には、当該知識の伝統的起源の精神上、宗教上又は儀式上の特徴等、当該知識の保有者の慣習上

の実行、規範、法令及び了解の尊重により導かれるべきである。

## 第2条 保護の法的形式

1. 不正使用からの伝統的知識の保護は、以下のような様々な法的措置を介して実施することができる。伝統的知識に関する特別法、不正競争及び不当利得を規律する法令等を含む知的財産権に関する法令、契約法、不法行為及び賠償責任を含む民法、刑法、原住民の利害に関する法令、漁業法及び環境法、アクセス及び利益配分を規律する枠組み又はこの他法令若しくはこれら法令の組み合わせ。本規定は第11条第1項を前提とする。
2. 保護の形態は排他的所有権を介する必要はないが、かかる権利は、適当な場合には、伝統的知識の保有者の要望及び選択、国内の法令及び政策、並びに国際的義務に従って、既存の又は適応された知的財産権等を通じて、伝統的知識の個人的又は集団的保有者が利用できるものとする。

## 第3条 保護対象の一般的範囲

1. これらの原則は、その伝統的文脈を越えた不正使用及び誤用からの伝統的知識の保護に関するものであり、伝統的文脈内における知識の多様かつ全体的な概念を定義することを対外的に制限又は要求するものと解釈されるべきではない。これらの原則は伝統的知識の動的かつ発展的性質及び現在進行中の革新の枠組みとしての伝統的知識制度の性質に照らして解釈かつ適用されるべきである。

2. これらの原則の目的に限り、用語「伝統的知識」は伝統的文脈における知的活動から生ずる知識の内容又は実体に関連し、伝統的知識制度の一部を成す技術知識、技能、工夫、慣行及び学識、並びに原住民及び地域社会の伝統的生活様式を具体化する知識、又は世代間で伝承された体系化された知識制度に包含された知識を含む。「伝統的知識」は特定の技術分野に限定されず、農業、環境及び医薬に関する知識、並びに遺伝資源に関連する知識を包括する場合がある。

#### 第4条 保護適格

保護は少なくとも以下の伝統的知識に及ぶべきである。

- (i) 伝統的及び世代間の文脈において生み出され、保存され、伝承された伝統的知識。
- (ii) 世代間で伝統的知識を保存し、伝承する伝統的又は原住民の社会又は人々と特有の関連性を有する伝統的知識。
- (iii) 管理者義務、後見、共有又は文化的責任の形態を通じて知識を維持していると認められる原住民の又は伝統的な社会又は人々の文化的同一性に不可欠な伝統的知識。この関係は、慣習上の又は伝統的な慣行、規約又は法令により、公式又は非公式に表現される場合がある。

#### 第5条 保護の受益者

伝統的知識の保護は、伝統的及び世代間の文脈において当該知識を生み出し、保存し、伝承する社会、当該知識との関連性を有する社会及び第4条に従って当該知識と一体性を有する社

会の利益となるべきである。したがって、保護はこうした形で伝統的知識を維持する原住民及び伝統的社会自身のほか、これら社会及び人々の中で認められた者の利益ともなるべきである。保護の受益権については、可能な限り、かつ、適当な場合には、これら社会及び人々の慣習上の規約、了解、法令及び慣行を考慮に入れるべきである。

#### 第6条 公正かつ衡平な利益配分及び知識の保有者の承認

1. 保有者が権利を有する伝統的知識の保護の利益には、当該伝統的知識の商業的又は産業的利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を含む。
2. 伝統的知識の非商業目的の利用は、調査結果へのアクセス及び当該知識を提供した社会の調査及び教育活動への関与等、非金銭的利益のみを生み出す必要がある。
3. 伝統的文脈を越えて伝統的知識を利用する者は、その出所に言及し、その保有者を認知し、その保有者の文化的価値を尊重する方法でこれを利用する。
4. 第1項及び第2項所定の公正かつ衡平な利益配分が生じない場合、又は第3項所定の知識の保有者の認知が行われない場合、伝統的知識の保有者に対し、救済を与えるための法的手段が提供されるべきである。
5. 地域社会内における慣習法は、伝統的知識の利用から生ずる利益の配分において重要な役割を果たす場合がある。

## 第7条 事前の情報に基づく同意の原則

1. 事前の情報に基づく原則は、これらの原則及び関連する国内法令を前提に、伝統的保有者からの伝統的知識のあらゆるアクセスを規律すべきである。
2. 伝統的知識の保有者は、伝統的知識へのアクセスに関する事前の情報に基づく同意の付与、及び適用可能な国内法令に従った適切な国内当局による同意の付与に対する承認を行う権利を与えられなければならない。
3. 事前の情報に基づく同意の原則を履行するための措置及び手段は、理解可能かつ適切なものであり、関連するすべての利害関係者、特に伝統的知識の保有者にとって負担とならないものであるべきである。また、明瞭性及び法的確実性を確保し、当該知識に関して合意されたあらゆる利用から生ずる利益の衡平な配分のために相互に合意された条件を提供すべきである。

## 第8条 例外及び制限

1. 伝統的知識の保護の適用及び履行は、以下に悪影響を与えるべきではない。
  - (i) 伝統的知識の保有者による伝統的知識の慣習上の慣行、交換、利用及び伝承に関する伝統的知識の継続的利用性。
  - (ii) 家庭での利用を目的とした伝統医薬の利用、公立病院、特にかかる病院に所属する伝統的知識の保有者による利用、又はその他公衆衛生を目的とした利用。

2. 特に国内当局は、当該伝統的知識の利用者が当該伝統的知識の産業的及び商業的利用に対して衡平な補償を提供することを条件として、既に公衆が容易に利用できる伝統的知識の公正な利用について、事前の情報に基づく同意の原則から除外することができる。

## 第9条 保護期間

1. 不正使用からの伝統的知識の保護は、当該伝統的知識が第4条所定の保護適格基準を満たす限り存続する。
2. 権限ある当局が国内又は地域の措置を介して伝統的知識に対して補足的保護又はこれらの原則に定められている保護より広範な保護を提供する場合には、当該法令又は措置は保護期間を定めなければならない。

## 第10条 経過措置

これら原則に従って新たに導入される伝統的知識の保護は、伝統的知識の新たな取得、専有及び利用行為に対し適用される。当該保護の効力前の取得、専有又は利用については、実施される保護の合理的な期間内で調整されるべきである。ただし、第三者が善意で取得する権利は衡平に扱われるものとする。

## 第11条 形式的手続

1. 不正使用からの伝統的知識の保護資格については、いかなる形式的手続も要求されるべきではない。
2. 伝統的知識の透明性、確実性及び保全の促進のために、関連する国内当局は、適当な

場合に、関連する政策、法令及び手続、並びに伝統的知識の保有者の要望及び抱負を前提として、伝統的知識の登録又はその他の記録を保持することがある。かかる登録は特定の保護形態に関連する場合があり、これまで未開示の伝統的知識の地位又は当該知識の未開示の要素との関連における伝統的知識の保有者の利害を危険にさらすべきではない。

#### 第12条 一般的な法的枠組みとの整合性

1. 生物多様性の構成要素に関連する伝統的知識について、当該伝統的知識へのアクセス及びその利用は、生物多様性のこれら構成要素へのアクセスを規制する国内法令に整合的でなければならない。伝統的知識へのアクセス及び／又は利用の許可は、関連する遺伝資源へのアクセス及び／又は利用の許可を意味するものではなく、その逆もまた同様とする。

#### 第13条 保護の管理及び執行

1. (a) 単数又は複数の適切な国内又は地域当局は、以下の権限を有すべきである。
  - (i) 伝統的知識の保護に関する情報を配信し、伝統的知識の保有者及びその他の利害関係者に伝統的知識の保護の利用性、範囲、利用及び執行に関する情報を提供するための国民啓発及び宣伝活動を行うこと。
  - (ii) 伝統的知識に関する行為が当該知識の不正使用行為、又は当該知識に関連するその他の不正競争行為であるか否かを判断すること。

(iii) 伝統的知識へのアクセス及び利用に係る事前の情報に基づく同意が与えられているか否かを判断すること。

(iv) 公正かつ衡平な利益配分を判断すること。

(v) 伝統的知識に係る権利が侵害されたか否かを判断し、救済及び損害を判断すること。

(vi) 伝統的知識の保有者が伝統的知識に係る彼らの権利を利用、行使及び執行する際に、可能な限り、かつ、適当な場合には、支援を行うこと。

(b) 伝統的知識の保護及び利益の衡平な配分に関する協力及び情報交換を促進するために、単数又は複数の国内又は地域当局の同一性については、国際機関に通知し、広く公表されるべきである。

2. これらの原則に従って、保護を実行する目的で、国内及び地域当局が採る措置及び手続は、公正かつ衡平で、伝統的知識の保有者にとって利用可能で、適切で、保有者の負担とならず、正当な第三者の利害及び公益に対する保護を提供するものであるべきである。

#### 第14条 国際的及び地域的保護

これら国際基準を実行するための国内措置又は法令の下で伝統的知識の保有者が利用可能な保護、利益及び利点は、国際義務又は約束によ

り定められる規定国の国民又は居住者としての資格を有するすべての伝統的知識の保有者に提供されるべきである。適格の外国人の伝統的知識保有者は、少なくとも保護国の国民である伝統的知識の保有者と同じ水準で保護の利益を享受する。本原則の例外は、法定代理人の指定若

しくは業務委託等の本質的に管理上の事項を対象とする場合、又は伝統的知識の不正使用の防止に直接関連しない問題に関する国内事業との合理的な適合性を維持する目的でのみ許容されるべきである。